国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成30年2月28日 (水) 15:20~15:59
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学名誉教授

座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授

<関係省庁>

竹内 芳明 総務省総合通信基盤局電波部長

竹下 文人 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課周波数調整官

<事務局>

河村 正人 内閣府地方創生推進事務局長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

小谷 敦 内閣府地方創生推進事務局参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 サンドボックスについて (電波法)
- 3 閉会
- ○小谷参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループによりますヒアリング、まず、 サンドボックス(電波法)関係について総務省にお越しいただいております。
- ○八田座長 それでは、お忙しいところお越しくださいまして、どうもありがとうございました。早速、御説明をお願いいたします。
- ○竹内部長 お手元に資料を2種類お配りさせていただいております。今回の特区法の一部を改正する法律案のA4縦のフローチャートになった概要説明資料と、A4縦の条文の縦書きのものと、2種類お配りさせていただいております。

まず、全体、A4の縦1枚のもので全体の位置付け等について御説明差し上げたいと思います。

今回の地域限定型のサンドボックス制度につきましては、これまでこのワーキンググループで御議論を重ねられたと伺っておりますが、自動車の自動運転、ドローンを各地域でサンドボックスとして実施していく上で、これらと関連する電波利用というものを具体的にこの地域の中で迅速な手続を可能とするための制度整備を行うものでございます。もちろん自動運転にしても、ドローンにしても、これらを行おうとすれば電波利用は不可欠でございますので、この実験等を無線局として無線局の免許を速やかに、基本的には区域会議の決定と同じ日付でということを想定しておりますが、速やかに免許付与を与えるという形で今回、内閣府と十分調整をしながら今回の法律案ということで、一緒に進めていきたいと考えております。

下の内容という所の絵がございますけれども、各地域、区域会議の中でこのサンドボックスの実施計画を作成する際に、自動運転と電波の組み合わせ、あるいはドローンと電波の組み合わせという中で、この電波の部分の手続を迅速に行うことで、様々なイノベーションを起こすというところのサポートを私どもとしてもしっかりやっていきたいと考えております。

具体的な法律案につきましては、縦書きのほうにございますが、時間の関係もあります のでいくつか補足的な説明をさせていただきたいと思います。

まず、基本的に対象となる無線設備、無線局の免許はどういうスコープなのか、あらゆる無線局が単独で対象となり得るのかどうかということについては、基本的には自動運転を行う際に必要となる、例えば、レーダーの設備、あるいは車と車のやりとりに必要な無線局、ドローンの飛行を行う際に必要な制御用の無線局、ドローンで撮った映像を地上に送ってくるようなドローンと地上のやりとりに必要な無線局、自動車やドローンに対するエネルギー供給を行うためのワイヤレス給電のための無線設備、こういったものについて、要するに自動運転やドローンに不可欠な電波を使う設備について迅速な手続を行うことで、その組み合わせ上、不可欠なものを対象として、今回の法律改正にビルトインすることを考えております。

また、以前、ワーキンググループで議論があったと承知しておりますが、無線従事者の 資格要件の緩和ということにつきましては、今回の法律案の中には記載しておりません。 無線従事者要件の緩和については、省令限りにおいて手当てが可能であるからということ で、私どもとしては具体的な内容について今後速やかに省令以下のレベルで、省令、ある いは告示のレベルで対応できますので、具体的な手当てについて検討していく考えでござ います。

実証実験後に具体的な制度化を速やかに行う必要があるのではないかというような意見 も以前あったと承知しておりますけれども、この実証実験結果を実用化のための技術基準 を作ることにつきましては、電波法38条の2というところで既に現在、制度がございます。 利害関係人から申出があれば、総務大臣はその技術基準を定めること、あるいは定める必 要がないことについて検討し、その結果を利害関係人に通知するという制度が既にござい ますので、私どもとしては今回の地域の特区で行った実証実験の結果として制度化の御要望があれば、その制度のもとでしっかりと対応は可能だと考えているところでございます。 したがって、その部分については現在の法律案に記載はしておらないところでございます。

以上、これまでワーキンググループで議論のあった点を中心に、現在の法律案の中で電 波法関連部分、どのような内容になっているかというポイントについて御説明を差し上げ ました。

以下、質疑でお答えさせていただきます。

- ○八田座長 どうもありがとうございました。
 - 3点御指摘いただいたのですが、原委員、どうぞ。
- ○原座長代理 とりあえず三つ伺いますけれども、一つは、無線局の免許を速やかに与えるというお話をいただいて、これは確認ですが、従来の特区での特定実験局で即日免許の仕組みがあって、このワーキンググループでも散々議論をしてまいりましたのは、即日免許なのだけれども、事前の調整のところで半年とか1年とか時間がかかって、そこをより迅速化、円滑にするための仕組みを作りたいんですという議論をしてきたと思っておりますが、それはどの程度迅速化がこの仕組みによってされるのでしょうか。迅速化されるんですよねということを確認させてくださいということが1点目。
- 二つ目に、今の御説明の中で実験局の対象範囲は、自動走行とドローンに関連するものに限定されますという御説明だったと承ったのですが、それであれば、これまでの議論とは全然前提が違うので反対です。私たちがこれまで議論をしてきたのは、ロボットの活用とか、自動走行とは関係のない無線給電なども含めて議論をしてきましたので、それが対象にならない理由はないのではないかと思っています。
- 3点目、無線従事者については省令で対応可能ですということでしたが、これは通常の 立法論としては省令でできることを法律に格上げすることは何ら制約されていないと思い ますので、立法措置としてできるのであれば、是非やっていただきたいという3点なので すが。
- ○竹内部長 ありがとうございます。まず、免許を即日で手続上、現在の法律でも事前に 総務大臣協議を経た上で、区域会議の決定は総理大臣が行うということですので、事前協 議が整っていれば、即日免許というのは従来どおりできると思っております。

問題は利害関係人と言いますか、その免許の開設を希望する方が必要な情報を速やかに 出していただくことが前提になると思っています。何が問題かと言いますと、これまでワーキンググループで提案をされた方はスペックを提出されないのです。周波数もパワーも 提出されなければ。

- ○原座長代理 その辺は伺っているので結構です。
- ○竹内部長 ですから、必要なものが出されれば、ただし、いかほど何日になるかという ことについて、私どもできるだけ早くというのは申し上げられますけれども、確実に1週 間とか10日とか、具体的な日にちの設定は困難でございます。なぜかと言えば、調整を要

する相手が米軍であったり、防衛省であったり、警察であったり、そういう周波数を希望された場合には、相手との調整が必要になります。したがって、在日米軍が1週間で必ず同意することを事前にお約束することは、私どもの立場では不可能でございます。ただ、相手によりけりでございますので、そこはできるだけ速やかに、迅速に、いつ頃やりたいということがはっきりしていれば、それに間に合うようにしっかりやらせていただきますというのが1点目。

○原座長代理 1点目でまずよろしいですか。特定の事業者がその情報を出さないところがあるかもしれないとか、周波数帯によっては難しいケースがありますという話はこれまでもいただいていて、それはそれで結構なのです。ただ、確認したいのは、従来どおりでは困ります。従来よりちゃんと迅速になるのですよねということの確認と、標準的な目途は示してほしいのです。

○竹内部長 従来なぜ遅かったかと言えば、区域会議が中々開催されない。協議は終わっているのだけれども、会議が開催されないから、それまで免許は交付されない。会議の開催待ちで1か月棚ざらしということが起きているのです。ですから、早く免許を交付してほしいということであれば、協議が終わっていれば、メール開催をするなどして区域会議の決定を早く下していただきたい。そこをまずやっていただきたいです。

○原座長代理 会議の開催の問題ではなくて、これまで半年、1年かかっているのは区域 会議待ちではないのです。

○竹内部長 具体的にケース・バイ・ケースだと思うのです。本当に周波数が機微なところをやる場合と、本当にスペックを出さなくてという部分と、それは個別具体的に潰していかないと、それを全部のケースに適用して一番早くできるものに全部合わせろと言われても困難ですし、それは今、法案の審議に向けての御議論だと思いますから、私ども、短くできるものは短くいたしますし、時間がかかるものについても工夫をして、最大限最短にする努力はできると思っています。いずれにしても、いつ頃、どういう形でやりたいのかというのを早い時点でクリアになっていれば、そこは例えば、1か月とか、今、標準処理期間は6か月だと思いますけれども、そこをできるだけ短くする努力はいたします。ただ、調整は何をしているかと言えば、誰も使っていない周波数だったら即オーケーを出せます。誰かが使っているところを使いたい。そこのところの調整をどうするかということですから、基本的にケース・バイ・ケースにならざるを得ない。そこを一律に目標を置けということは困難であります。ただ、誰も使っていない場合どうするかというのなら議論できます。

○原座長代理 再三申し上げますけれども、確認をしたいのは、現在なされている運用よりも迅速化をするための仕組みを作るということについては、目的を共有いただいているのでしょうか。

○竹内部長 では、従来と同じパターンであれば、一つお約束できるのは、パブコメをしないということです。パブコメは今、行政手続法からの要請によって30日公示をして利害

関係人から意見を求めるという手続を取っておりますけれども、区域会議で利害関係者との調整の仕組みの中でこれを動かしていくという建付けであれば、この意見募集の手続を省略することによって、少なくとも30日間は短縮できるのではないかと考えております。 ○原座長代理 30日短縮いただけるのは大変ありがたいことで、ただ、従来よりも1か月短くなりますだけでは到底足りないと思っています。サンドボックス制度をわざわざ作りますと言う中で。そこはこれまでよりも迅速化するという目的を共有して制度を検討いただいていると思ってよろしいのですか。そうでなければ、もう一回元に戻って議論をしたいということなのです。

○竹内部長 ですから、どこをどう短くするかという、一つ一つ具体的な積み上げがなければ、積み上げなしに気合いだけで1週間、10日ですと言っても、そんなものは達成される保証がないではないですか。だから、我々としては、具体的にどこをどう工夫することによって何日にしますということでなければ、具体的なお約束はあり得ないと思っているのです。それで具体的な積み上げを申し上げているのです。

- ○原座長代理 具体的な約束が1か月短くなるだけです、パブコメが1か月短くなるだけですであれば、私たちはそれは十分だと思いません。
- ○竹内部長 例えば、どこが不足ですか。
- ○原座長代理 1か月よりももっと短くしてほしい。
- ○竹内部長 例えば、どの部分をどう短くするのですか。
- ○原座長代理 だから、短くすることについて、皆さん方は目的を共有されているんです かということを確認しているのです。
- ○竹内部長 共有しております。
- ○原座長代理 共有して抜本的に短くする仕組みを作られるのですよね。それが従来よく 1年かかりますと言われていたものを1か月短くするだけですか。
- ○竹内部長 従来は6か月です。
- ○原座長代理 事前の調整に6か月から1年かかると言われていました。それを1か月ではなくてもっと短くしてください。
- ○竹内部長 標準処理は6か月です。そこから少なくとも1か月は短縮できるのです。
- ○原座長代理 もっと短くできないですか。
- ○竹内部長 だから、5か月かかると申し上げているのではないのです。自動的に30日は全てのケースについて短くなりますと申し上げています。その上で。
- ○阿曽沼委員 医療の世界は安全性と有効性の担保が非常に重要な要素です。新しい技術を研究の枠組みで早期に患者に届ける先進医療という制度があります。国家戦略特区の仕組みで、その評価を通常より相当短縮して、目標を3か月と決めています。本件も短縮の目標を提示いただきたいと思います。具体的に検討いただいて、それを提示していただきたいと思います。なぜ我々に示せないのか理解できないのです。ステークホルダーがいっぱいいて調整が大変だというのですか。

○八田座長 今までの議論を多少整理すると、とにかく米軍と調整するのは時間がかかる。これはよく分かる。だけれども、それ以外のところはもっと早くしてください。そこにきちんとしたシェーマが、今おっしゃったように提供できるのではないか。それは1か月の短縮以上にできるのではないですか。目標の期間を短くできるでしょうということです。 ○竹内部長 そこは現実の問題として、私は今日ここに来る前に各機関と個別に調整を終えたわけではありませんので、申し上げたかったことは、今のこの場で何か月と答えを申し上げる状況にはない。ただ、そういった努力をすることは私どもとしてはしっかりやらせていただきたいと思っています。ただ、そこはおそらく、単一の先ほどの例外的なものが米軍だけなのか、防衛省とか警察みたいなものも含むのかがあると思いますので、そういうものを除いてどれぐらいでできるのかということについては、具体的に相談をしてみたいと思います。

○八田座長 そうすると、まず、従来のものよりは短縮するという目標については共有いただけていて、私どもも米軍とか防衛省とかいうことは理解しますから、それ以外のところについてかなり具体的に6か月から2か月に変えるとか、例えば、そのようなことを御提示いただければということですね。

○竹内部長 2点目が対象範囲、無線局として単独の要するに自動運転であり、あるいはドローンと全く関係のないものをどう考えるかということでございます。ここについては私よりもむしろ村上審議官のほうが適任者かもしれませんが、一応、私の立場でお答え申し上げますと、私どもとしてニーズがあるものを内閣法制局に御説明を差し上げ、法律事項としてどういうものが可能なのかということについて、随分真摯に時間をかけて精緻な議論を積み重ねてまいりました。その結果として単独の無線システムについてやるということであれば、法律事項たり得ないのではないか。法律にこだわらずにそういうものをやるということであれば、率直に申しますと、指摘された事項は今の電波法の省令改正でできるのではないかということでございました。

法律事項として考えるのであれば、自動運転とドローンとの連動という中での相互のメリットが出る形での法律ということであれば理解できるが、単独であれば、今でも例えば、審査事項の省略ですとか従事者の操作できる範囲の変更とかいうのは、元々電波法上は完全に省令委任されておりますので、単独の無線給電をやりたいといったときに、何が今の制度上穴があって、法律上手当てしないとできないのかという部分の御理解が十分得られなかったため、他の法律との連動ということの中において、電波法を位置付けることがまず必要ではないかと私どもとして判断をいたしました。

その上で申し上げれば、区域会議で認定された区域計画の中で、通常一つのプロジェクトを実施するという場合に、例えば、自動運転も一から十まで単独の会社が全てを担うというケースももちろんあるかと思いますけれども、一般的には車メーカーが車の部分をやり、ITベンダーがそのつなぎの部分をやり、給電の部分については、例えば、京都大学であったり、パナソニックであったりという会社が給電の部分の開発を要素技術として担い、

そういった方々がそれぞれの計画の連名で申請をされるのか、役割分担の中でやられるのか。いずれにしても区域の中で全体として認定される区域計画という中に、多様なプレーヤーが参画をして共同プロジェクトとして実施する例というのは、これまでの特区でもあろうかと思いますし、今回の改正後のサンドボックスの中でも、そういうプロジェクトフォーメーションというのは当然あるのだろうと思っております。

こういった連動するようなプロジェクトについて、当初の初年度からドローンの無線給電を最初からやりますというものはおそらく想定されないとまでは言いませんが、まずは、無線給電は無線給電でやり、ドローンはドローンでやり、ある段階で連動させてワンストップで動いていく。当初の許認可としては一体で受けているけれども、実際の開発であったり、実験であったりということについては、一定程度の自立性をもって、その区域の中における活動と位置付けた中において、単独の実証というものは当然ながら否定されないであろうし、そういった区域会議、あるいは区域計画の制度設計をどのように行って、どのようなものを認定するのかということについては、内閣府において設計される区域会議の制度設計そのものに委ねられるのではないかと私どもは考えておりますので、今御指摘のあった、例えば、ワイヤレス給電の実証実験が否定されるのではないかということについては、私どもとしてはそうではないのではないかと考えている次第でございます。

- ○原座長代理 まず、前段の省令でできるから法律事項にならないというところは全く理解ができないのですが、それは時間がないので置くとして。
- ○八田座長 今までいっぱいそういう例はあります。省令でできることを法律にしたこと はね。
- ○原座長代理 それは大量にあるのですけれども、それは今日いいです。

その上で、今の後段でおっしゃったことに関しては、例えば、私たちがこれまでもワーキンググループの中で議論しているものでは、空港や介護施設でのロボットの活用での電波法の問題もあるのですが、これも問題ないのですか。これは区域計画の中で将来的に自動走行や自動飛行と何らかの形で連動する可能性があるという位置付けになっていれば構わない。

- ○竹内部長 ですから、先ほど申しましたように、まさに区域会議、区域計画の制度の建付けの中で吸収できて、その中で連動する。いわゆるワンストップとしての運用であるという建付けが維持されるのであれば、現在お配りしている改正案においては、そういったワイヤレス給電的なものの実証が否定されるものではないと考えています。
- ○原座長代理 条文を見ていないので、また後で確認させていただきますけれども、それ は単独のおっしゃられたような無線給電だったり、ロボットでの電波の活用についても否 定はされていない。説明上、自動走行や自動飛行と連動する可能性があるという説明をさ れているということですね。
- ○竹内部長 将来的に区域会議に入っているメンバー全体として、そういったものを目指 すのであるという形で区域計画が承認されていれば、制度の建付けとしては問題ないので

はないかと私どもは認識しておりますし、おそらく内閣府も同じ立場におられると私は推 察いたします。

○阿曽沼委員 今の話を伺っていると、事例など多くの前提をおっしゃいましたけれども、 想定されているユースケースそのものが現場に分かりにくいですよね。 事業者はユースケ ースをはっきりさせて、前提条件をはっきりさせて、マイルストーンを決めますよね。 そ のマイルストーンの中に総務省が想定している以外のことがあると、そこでケチが付くな り、過重な条件が付いて、事前調査が相当に遅れてしまう可能性が大きくなるのではない かと考えてしまいます。

もう一つは、こういった問題は、今御説明されている方は分かっていても、管理監督の 現場で制度の運用面での理解が進まなければ、事業者そのものが振り回されるわけです。 そういうものの徹底についてどのようにお考えになるのですか。

○竹内部長 まず、ワイヤレス給電について実際に実験をやりたい、実証をやりたいというニーズは既に顕在化しております。私どもとしても既に全体で9件については許可を出しておりまして、三菱重工、京都大学、パナソニック、TDK、立命館等々が日本各地で既にかなり大きな電力で実証実験を実施しています。ですから、今だってできないわけではないのです。特区の中でやりたいということでありますから、特区の中でやりたいということであれば、より迅速な手続で我々も全面的に協力させていただきます。

別にこちらでプレゼンのあった外国の会社の方、やりたいのであれば、別に本来で言えば、今の実験試験局の制度でもできますし、今の特区の制度の中でもできます。できますが、新しい制度の中で連動して、電波も法改正に位置付けてやりたいということなので、知恵を絞ってやるとこのスキームしかないのではないか。要するに、今できないものをできるようにしようとするということであれば、法律改正を含めてどう考えるかということでありますけれども、今でもできるのです。

〇中川委員 法律事項というのは、要は総務省は法律で縛るというような意味で、法律事項にしてほしいというのが我々の要請なのではないでしょうか。迅速にやっていただくということを法律にあえて書くことで、法律で総務省の裁量を縛っていくということで多分お願いをしているのではないでしょうか。だから、省令で書けることもあえて法律で書くことを今までワーキンググループの中でお願いしてきて、特区法の中で措置してきた。それはできるできないの話ではなくて、要は迅速にやるということを法律の要請として皆様方にお願いをしているということが、多分我々のお願いしていることであるし、省令でできることだと法律で書いてきたというのは、そういう趣旨なのではないでしょうか。

○竹内部長 そこは法制局の御理解はいただけないのではないかと我々は理解しています。例えば、今の特区法で即日免許を出しているというのは、これは私ども通達とか告示の中でやっていますし、それは今回についても同じようにできます。ですから、法律を触らなくても我々のほうでこういう形でやりますということはできますし、ここに報告してこれでやりましょうということであれば、同じようにやることはできます。ですから、そこは

法律を触らないとできないという説明は、現実の問題としてそれは嘘をついたことになる という気がいたします。

- ○原座長代理 現行制度でできますと言われるのですが、運用上されていないのです。だから、迅速化するための制度を作りましょうと言っているのです。
- ○八田座長 竹内部長は法制局さえ賛成すれば、もちろん法律にしていいというお考えで すよね。
- ○竹内部長 基本的な考え方はです。ただ、もう一つだけ申し上げたいのは、電波の世界 というのは技術革新が激しいので、毎年のように新しい技術、システムが山のように出て きますので、本当に毎月のように省令、告示で新システムの制度化というのをどんどんや っていますし、緩和も毎年のようにやっています。

そういう中で特別の技術についてのみ法律を被せてやらなければいけないという説明をしようとしたときに、本当にどこに穴があるのかと言ったときに、多少無理が生じるという印象は持っております。そういう意味で、ただ、そういうことを申し上げてもしょうがないので、国家戦略特別区域法の中で電波を位置付けてやろうとしたときに、法制局の御理解の得られる法律事項としては、先ほど申し上げたような点にほぼ絞られているという現状にありますので、その建付けの中でニーズのある単独事業についてもどのように位置付けて、現実の問題としてやりたい方がスムーズにやれる仕組みをしっかりと作っていくのかという現実の問題を直視して解決していくというのが、我々、現実的なアプローチかなと思っております。

○八田座長 阿曽沼委員が御指摘になったように、とにかく事業者にとって分かりやすいものであるべきです。それから、中川委員が御指摘になったように、基本的にはこれは総務省を縛るという意味が、法律にすることには意味がある。そういうことが今の仕組みでは、もちろん我々も検討しますけれども、どうも両方とも欠けていて、今までのものと差がはっきりしないというところはあります。

事務局、どうぞ。

○村上審議官 一言よろしいでしょうか。総務省と一緒に法制局に行かせていただいていますので、その観点から補足をいたします。

自分の理解する趣旨、もし、違っていましたら違うと総務省から御説明をいただきたいのですが、まさに原先生から1点目としてお約束、御議論をいただいた迅速化の世界に、今回乗りましょうと言っていただいています。ただ、法制局から一体性のあるものというような御指摘がありましたので、そこのところにつなげてということではあります。ただし、実態的に言えば、自動走行やドローンに使えないというような電波技術はかなり限られてくると思います。実際には先ほど御説明していただいたような、現時点ですぐインテグレーションされるかどうかは問わないが、最終的には区域計画と区域全体の判断の中で関連性があるものだという説明を付けていただければ、そこは総務省は責任を持って対応しますよというふうに、単独の場合でも言っていただいています。最後ぎりぎりの関連性

のところを区域計画の認定上どういうふうに解釈するかというのは、むしろその部分になりますと総務省というよりも、区域計画のオペレーションを担当しています内閣府の判断の有権解釈の範囲に入ってまいりますので、総務省は単体であるという形式的理由により、サンドボックスのスピード感の世界に乗るとか乗らないとかいう議論はいたしませんというふうにお話をいただいているというのが自分たちの整理でございます。

○阿曽沼委員 規制改革でいつも問題となるのは、制度が変わり、条文も変わったが、現場で運用する場でのマインドが中々変わらず、時としての撃墜型の対応となってしまうことが散見されます。管理監督の現場での運用上の問題が残ることが多くあります。制度改革で何か一つ良くなったなと思っても、よく吟味すると色々な条件が付いていて、結局ハードルがもっと高くなってしまうなんていうこともあるわけです。是非この心配を払拭してほしいと思います。文書で明示するとか、運用プロセスを含めてシェーマ化して欲しいと思います。

○八田座長 竹内部長もお時間ないでしょうからあまり長くできるわけでないと思いますので、したがって、私どもはこの解決法が完全にうまい解決法であるというよりは、色々問題点をはらんでいるなということは十分御指摘できたと思いますので、後で引き取るとき我々で検討することにしましょうか。

○原座長代理 対象範囲に関して、ぎりぎり何とかなるような仕組みにしているんですという御説明をいただいているのだと思いますが、中川先生もおっしゃるように、ちょっと疑問があるということであり、それから、もし、そこの根っこになっているのがどうしても自動走行、ドローンに限る必要があると法制局がおっしゃっている根拠は、省令事項は法律にはできないということだとおっしゃっているのであれば、それは是非法制局に来ていただいて、ここでお話しできると。

○八田座長 そこなのです。ですから、法制局はいざとなれば諮問会議にもいらしていた だいて、説明していただくことではないか。根っこはただそこにあると思うのです。

○竹内部長 1点だけ申し上げると、省令とか告示レベルの改正をなぜ政令でやったり、 法律でやる必要があるかという場合は、それはケース・バイ・ケースだと思いますけれど も、省令改正や告示改正でやるには限界がある。支障がある。問題がある。したがって、 法律レベル、政令レベルで阻止する必要があるという必要性の部分をきちんと説明できる かどうかということが、一般的には求められると思います。そこが内閣府はこれまで説明 されたとは思いますが、御理解が得られていないのではないかと我々は考えております。 ○八田座長 非常に政治的な強い部分は法律で縛ってしまったほうがいい。だからこそ難 しいということなのかなという気がします。

それでは、どうも本当にわざわざ時間を取ってくださってありがとうございました。